

## 規制の事前評価書

評価実施時期：平成 20 年 3 月 3 日

施策等名	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	住宅局住宅生産課 (課長 坂本 努) 住宅局建築指導課 (課長 水流 潤太郎)
施策等の概要	<p>建築物分野における一層のエネルギーの使用の合理化を図るため、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）の改正により以下の措置を講ずる。</p> <p>大規模な建築物（第一種特定建築物）の省エネルギー措置が著しく不十分である場合の命令制度の導入【省エネ法第 75 条第 4 項】            第一種特定建築物に係る省エネルギー措置が判断の基準に照らして著しく不十分である場合において、省エネルギー措置の変更指示を受けた者が正当な理由なくその指示に従わなかったときには、所管行政庁が建築物に関し学識経験を有する者の意見を聴いて、当該指示を受けた者に対し当該指示に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。</p> <p>一定の中小規模の建築物（第二種特定建築物）について、省エネルギー措置の届出等の義務付け【省エネ法第 75 条の 2】            第二種特定建築物の新築及び一定規模以上の増改築時に当該建築物に講じる省エネルギー措置についての届出義務を課す。当該届出の内容が判断の基準に照らして著しく不十分である場合は、所管行政庁は必要な措置をとるべき旨の勧告ができることとする。また、当該建築物（住宅を除く。）に設ける空気調和設備等の維持保全状況について定期的に報告する義務を課す。当該報告の内容が判断の基準に照らして著しく不十分である場合は、所管行政庁は省エネルギーに資する維持保全をすべき旨の勧告ができることとする。</p> <p>住宅を建築し販売する住宅供給事業者（住宅事業建築主）に対し、その新築する特定住宅の省エネルギー性能の向上を促す措置の導入【省エネ法第 76 条の 4～第 76 条の 6】            住宅事業建築主は特定住宅に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならないこととし、経済産業大臣及び国土交通大臣は住宅事業建築主が新築する特定住宅の性能の向上に関し住宅事業建築主の判断の基準となるべき事項を定め、一定戸数以上の特定住宅を供給する住宅事業建築主が新築する特定住宅について判断の基準に照らして性能の向上を相当程度行う必要があるときは、国土交通大臣は勧告等ができることとするとともに、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合であって住宅事業建築主が新築する特定住宅に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、国土交通大臣は審議会等の意見を聴いて、勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。</p> <p>登録建築物調査機関及び登録講習機関に係る登録制度の創設【省エネ法第 76 条、第 76 条の 7～第 76 条の 16】            省エネルギー措置の届出をし、当該措置の維持保全状況の報告をすべき者は、届出に係る特定建築物における省エネルギー措置の維持保全の状況について登録建築物調査機関の調査を受けることができることとし、当該登録建築物調査機関の登録基準等及び、当該調査を行う調査員に必要とされる講習を実施する登録講習機関の登録基準等を定める。</p>		

	<p>報告及び立入検査制度の拡充【省エネ法第 87 条第 10 項～第 12 項】</p> <p>～ に係る規定の施行に必要な限度において、所管行政庁は第一種特定建築物又は第二種特定建築物の新築又は増改築をしようとする者及び第一種特定建築物又は第二種特定建築物に係る維持保全状況の報告をすべき者に対して、国土交通大臣は住宅事業建築主、登録建築物調査機関及び登録講習機関に対して報告を求め、又は立入検査を行うことができることとする。</p>
施策等の目的	<p>地球温暖化対策を推進するため、また、原油等のエネルギー価格の高騰といったエネルギーをめぐる環境の変化に対し、省エネルギー対策の強化が求められている。特に、大幅にエネルギー消費量が増加している業務部門・家庭部門における対策を強化することが必要である。そのため、～ の施策の導入により、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門における対策を強化し、一層のエネルギーの使用の合理化を図る。</p>
政策目標	3 地球環境の保全
施策目標	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
業績指標	53 住宅、建築物の省エネルギー化（一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率、新築住宅における次世代省エネ基準（平成 11 年基準）達成率、一定の新築建築物における次世代省エネ基準（平成 11 年基準）達成率）
業績指標の目標値（目標年次）	<p>31%（平成22年度）</p> <p>50%（平成20年度）</p> <p>80%（平成 20 年度）</p>
施策等の必要性	<p>大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物は建築段階で講ずる省エネルギー措置の内容によって、長期にわたる当該建築物における省エネルギー性能の大部分が決定されることから、建築時において一定の省エネルギー性能が確保される必要性が高い。そのため、現行の省エネ法では、特定建築物（2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物）の新築又は一定規模以上の増改築等をしようとする者（特定建築主等）は当該特定建築物の省エネルギー措置について所管行政庁に届出をすることとされており、当該省エネルギー措置が判断の基準に照らして著しく不十分な場合には所管行政庁は変更指示、公表ができることとされている。これらの措置により建築物における省エネルギー性能の向上を図っているにも関わらず、業務・家庭部門のエネルギー使用量は大幅に増加（1990 年比 4 割増）しているのが現状である。（＝目標と現状のギャップ）</li> <li>・ 原因の一つとしては、現行法の特定建築物について届出を行った者の一部の者に変更指示に従わない者が存在していることが挙げられる。（＝原因分析）</li> <li>・ 変更指示に従わない者に対しても確実に変更指示に係る措置を行わせるよう担保するための措置を講じる必要がある。（＝課題の特定）</li> <li>・ 大規模な建築物（第一種特定建築物）の省エネルギー措置が著しく不十分である場合には所管行政庁は命令できることとする。（＝施策の具体的内容）</li> </ul> <p>第二種特定建築物について、省エネルギー措置の届出等の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前述のとおり、建築物については、その建築時に一定の省エネルギー性能が確保される必要性が高く、現状において一定の対策を講じている。しかし、</li> </ul>

業務・家庭部門のエネルギー使用量は大幅に増加しているのが現状である。  
(=目標と現状のギャップ)

- ・原因の一つとして、第一種特定建築物より小規模な建築物においては新築又は一定規模以上の増改築等をしようとする者に届出義務を課す等の対策が講じられておらず、十分な省エネルギー措置がとられていないことが挙げられる。(=原因分析)
- ・第一種特定建築物と同様の義務までを課す政策的必要性は高くないものの、一定の規模以上であって業務・家庭部門におけるエネルギー情勢と建築物における省エネルギー促進の必要性に鑑み、第一種特定建築物に準じて建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある建築物についても対策を講じる必要がある。(=課題の特定)
- ・一定の中小規模の建築物(第二種特定建築物)について、新築又は一定規模以上の増改築の際の省エネルギー措置の届出等を義務付ける。(=施策の具体的内容)

住宅事業建築主に対し、その建築する特定住宅の省エネルギー性能の向上を促す措置の導入

- ・前述のとおり、建築物については、その建築時に一定の省エネルギー性能が確保される必要性が高く、現状において一定の対策を講じている。しかし、業務・家庭部門のエネルギー使用量は大幅に増加しているのが現状である。(=目標と現状のギャップ)
- ・原因の一つとして、第二種特定建築物よりさらに小規模な建築物において十分な省エネルギー措置がとられていないことが挙げられる。(=原因分析)
- ・建築物に関する専門的知識と技術開発の能力を有し、反復継続して住宅の建築を行う住宅事業建築主に対して、省エネルギー性能の向上を促す措置を導入する必要がある。(=課題の特定)
- ・一定戸数以上の特定住宅を供給する住宅事業建築主が建築する特定住宅について、判断の基準に照らし性能の向上を相当程度行う必要があるときは、国土交通大臣は勧告等ができることとするとともに、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合であって特定住宅に係るエネルギー使用の合理化を著しく害すると認められる場合には命令ができることとする。(=施策の具体的内容)

登録建築物調査機関及び登録講習機関に係る登録制度の創設

- ・現行の省エネ法では特定建築物に係る省エネルギー措置の維持保全の状況について所管行政庁に定期的に報告することとしている。また、の施策の導入により第二種特定建築物のうち非住宅建築物に係る省エネルギー措置について届出をした者は当該省エネルギー措置の維持保全の状況について、所管行政庁に定期的に報告することとしている。しかし、報告すべき者は維持保全状況の点検、確認の知識、ノウハウを有していないことも考えられる。(=目標と現状のギャップ)
- ・これは、当該報告をすべき者である特定建築物の所有者等が必ずしも建築物の維持保全の知識、ノウハウを有する者とは限らないためであると考えられる。また、専門知識・経験を有する機関による判断の基準に適合しているかどうかの調査を受けられる制度もない。(=原因分析)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該報告をすべき者が、届出に係る建築物の維持保全の状況について、専門知識・経験を有する機関により判断の基準に適合しているかどうかの調査を受けることができ、判断の基準に適合していると認められた場合は所管行政庁へ報告する必要がないこととすることにより、報告すべき者の利便に資する必要がある。( = 課題の特定 )</li> <li>・当該報告をすべき者は、届出に係る特定建築物の維持保全の状況について登録建築物調査機関の調査を受けることができるとし、判断の基準に適合していると認められた場合は、所管行政庁へ報告する必要はないこととする。また、登録建築物調査機関の登録基準等及び、当該調査を行う調査員に必要なとされる講習を実施する登録講習機関の登録基準等を定める。( = 施策の具体的内容 )</li> </ul> <p style="text-align: center;">報告及び立入検査制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の省エネ法の改正により前述の ~ の施策を導入することとしているが、現状では ~ の施策の実効性を確保するために必要な情報を国及び所管行政庁が入手することができず、これらの施策の実効性を確保できないおそれがある。( = 目標と現状のギャップ )</li> <li>・現行法上、 ~ の施策の実効性を確保するために、必要な情報を確実に入手する手段が国及び所管行政庁にないためである。( = 原因分析 )</li> <li>・ ~ の施策の実効性を確保するために必要な情報を国及び所管行政庁が確実に入手できる仕組みを設ける必要がある。( = 課題の特定 )</li> <li>・ ~ に係る規定の施行に必要な限度において、所管行政庁は第一種特定建築物又は第二種特定建築物の新築又は増改築をしようとする者及び第一種特定建築物又は第二種特定建築物に係る維持保全状況の報告をすべき者に対して、国土交通大臣は住宅事業建築主、登録建築物調査機関又は登録講習機関に対して報告を求め、又は立入検査を行うことができることとする。( = 施策の具体的内容 )</li> </ul>
<p>社会的ニーズ</p>	<p>地球温暖化対策を推進するため、また、原油等のエネルギー価格の高騰といったエネルギーをめぐる環境の変化に対し、省エネルギー対策の強化が求められている。</p> <p>さらに、本年から京都議定書の第1約束期間が始まり、また、本年7月に洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化対策が主要な議題の一つとなることを見込まれる中で、エネルギー消費量の伸びが著しい業務部門・家庭部門においては、抜本的な対策の強化が求められているところである。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>本施策は、地球温暖化対策の強化等を目的として、業務・家庭部門におけるエネルギーの使用を合理化するため、住宅・建築物の省エネルギー対策を一層強化するものである。地球温暖化等の問題は外部性を有する問題であり、これについて対策を講じることは公益性を有するものであることから、民間の自助努力のみによっては解決を図ることは困難であるため、行政が関与する必要がある。</p>

<p>国の関与</p>	<p>建築物の省エネルギー性能の向上は、一地域にとどまるものではなく全国的に取り組まなければ十分な効果を得られないものであることから、国による施策実施が必要である。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入</p> <p>当該施策により、第一種特定建築物の新築又は一定規模以上の増改築をしようとする者が命令に応じて措置を講じるための負担が生じる。ただし、当該費用は長期的には冷暖房費等の削減により回収されるため、長期的に見ると費用は多くないと考えられる。(遵守費用)</p> <p>当該規制の実効性を担保するために、所管行政庁において、第一種特定建築物に係る命令に係る費用負担が増すものの、当該事務は特段の体制強化等を行う必要なく実施できるものであり、費用の増加は僅少である。(行政費用)</p> <p>一方、第一種特定建築物について、命令の導入により、判断基準への適合率が一層向上することになる。建築物に係る省エネルギー性能の向上が図られ、業務・家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化に資する。(便益)</p> <p>このように、規制の導入による一定の費用が想定されるものの、第一種特定建築物における省エネルギー性能が向上し、それにより省エネルギー技術が向上し、コストも低減するという便益を得ることができる。</p> <p>エネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に対し、一層のエネルギーの使用の合理化を図るため、特に、エネルギー消費量が増加している業務・家庭部門における対策の強化が求められていることを踏まえれば、規制によって得られる便益が費用に比して明らかに大きいと判断される。(費用と便益の関係)</p> <p>代替案として、指示に従わない場合はその旨を必ず公表する制度を導入する場合について分析する。</p> <p>代替案の場合、第一種特定建築物の新築又は一定規模以上の増改築をしようとする者が公表されることを避けるため、あるいは公表されたことを受けて任意に指示に従う場合には本案と同等の費用が生じるものの、当該費用は長期的には冷暖房費等の削減により回収される。(遵守費用)</p> <p>行政庁においては、公表に要する事務的負担が増加する。(行政費用)</p> <p>指示に従わない場合は必ず公表されることから、指示に係る措置をとる者が増加し、建築物に係る省エネルギー性能の向上が図られ、業務・家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化にある程度資することが期待されるものの、公表には社会的制裁効果しかないため、措置がとられない場合も想定されることから、建築物に係る省エネルギー性能の向上を十分に図ることができない。(便益)</p> <p>以上より、建築物に係る省エネルギー性能の向上が十分に図られ、業務・家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化に確実に資するという便益が得られる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。(本案と代替案との比較)</p> <p>第二種特定建築物について、省エネルギー措置の届出等を義務付け</p> <p>第二種特定建築物の新築又は一定規模以上の増改築をしようとする者の届出等に係る費用負担が増すものの、届出等に要する費用は僅少である。(遵守費用)</p> <p>当該施策の導入により、所管行政庁において、第二種特定建築物に係る届出等の受理に係る費用負担が増すものの、当該事務は特段の体制強化等を行う必要なく実施できるものであり、費用の増加は僅少である。(行政費用)一方、現行法で規制対象となっていない第二種特定建築物についても届出義務等が課されることにより、判断基準への適合率が大きく向上する。また、届出義務を課す対象が広がり、多くの者が追加的な省エネルギー措置を講じるため、省エネルギー技術の一層の向上、コストの低減等にも資することとなる。</p> <p>当該施策により、第一種特定建築物又は第二種特定建築物として届出等の対象となる建築物の割合が大きく増加するため、多大な省エネルギー効果が期待される。(便益)</p>

このように、規制の導入による一定の費用が想定されるものの、建築物に係る省エネルギー性能の向上という便益を得ることができる。

エネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に対し、一層のエネルギーの使用の合理化を図るため、特に、エネルギー消費量が増加している業務・家庭部門における対策の強化が求められていることを踏まえれば、規制によって得られる便益が費用に比して明らかに大きいと判断される。(費用と便益の関係)

代替案として、第二種特定建築物の新築又は一定規模以上の増改築の際に、任意の措置として追加的な省エネルギー措置を講じることを要請する場合について分析する。

代替案の場合、任意の要請に応じる者はその際に追加的な省エネルギー措置の費用を負担する。ただし、当該費用は長期的には冷暖房費等の抑制により回収される。(遵守費用)

行政側は要請に係る事務的な費用が増加するものの、当該事務は特段の体制強化等を行う必要なく実施できるものであり、費用の増加は僅少である。(行政費用)

任意に要請に応じる場合には本案と同等の便益が得られるものの、あくまで任意の要請であるため、当該措置により新たに追加的な省エネルギー措置が講じられる建築物は少ないと想定されるため、建築物に係る省エネルギー性能の向上を十分に図ることができない。(便益)

以上より、建築物に係る省エネルギー性能の向上が十分に図られ、業務・家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化に確実に資するという便益が得られる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。(本案と代替案との比較)

住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅の省エネルギー性能の向上を促す措置の導入

当該施策により、住宅事業建築主が特定住宅のエネルギーの使用の合理化に資するための業務に係る費用負担が増す。(費用負担)

国土交通省においては、一定戸数以上の特定住宅を供給する住宅事業建築主に対する勧告等に係る費用負担が増加する。(行政費用)

一方、毎年多数供給される戸建住宅について、一定戸数以上の特定住宅を供給する住宅事業建築主に対して、特定住宅の性能の向上に関し命令等の措置を講じることにより、特定住宅全体の省エネルギー性能を効果的に向上させることができる。(便益)

このように、規制の導入による一定の費用が想定されるものの、建築物に係る省エネルギー性能の向上という便益を得ることができる。

エネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に対し、一層のエネルギーの使用の合理化を図るため、特に、エネルギー消費量が増加している業務・家庭部門における対策の強化が求められていることを踏まえれば、規制によって得られる便益が費用に比して明らかに大きいと判断される。(費用と便益の関係)

代替案として、一定戸数以上の特定住宅を供給する住宅事業建築主に対して、任意の措置として特定住宅の省エネルギー性能の向上を図ることを要請する場合について分析する。

代替案の場合、任意に要請に応じる住宅事業建築主については、そのための業務に係る費用負担が増す。(遵守費用)

行政側は要請に係る事務的な費用が増す。(行政費用)

任意に要請に応じる場合には本案と同等の便益が得られるものの、あくまで任意の要請であるため、要請に応じる住宅事業建築主は限られ、特定住宅に係る省エネルギー性能の向上を十分に図ることができない。(便益)

以上より、建築物に係る省エネルギー性能の向上が十分に図られ、業務・家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化に確実に資するという便益が得られる

点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。(本案と代替案との比較)

#### 登録建築物調査機関及び登録講習機関に係る登録制度の創設

登録建築物調査機関及び登録講習機関としての業務を適正かつ確実に行うことができるものが登録の要件となっており、特段の社会的費用は生じない。(規制の費用)

一方、登録建築物調査機関及び登録講習機関の設置により、第一種特定建築物又は第二種特定建築物に係る省エネルギー措置の維持保全の状況について報告をすべき者が専門知識・経験を有する機関の調査を利用できるようになるため、当該報告をすべき者の利便に資し、建築物の省エネルギー措置の効果の維持も図ることができる。(便益)

このように、費用がほとんど生じないのに対し、報告すべき者の利便に資し、建築物の省エネルギー措置の効果の維持も図られるという便益が得られることから、便益が費用を明らかに上回ると判断される。(費用と便益の関係)

代替案として、届出制度を創設する場合について分析する。この場合、届出を行った機関が建築物に係る省エネルギー措置の維持保全の状況について判断の基準に適合するかどうかを調査することとなるが、当該機関は必ずしも専門知識・経験を有するとは限らず、当該業務を適切に行うことが出来ると認められる者以外の者が業務を行った場合、適切な維持保全に係る調査がなされず、報告すべき者の利便が損なわれることとなる。(規制の費用)

建築物の省エネルギー措置に係る設備等の維持保全の状況の確認について専門知識・ノウハウを有する者がその業務を担う場合に限り、報告をすべき者の利便に資し、建築物の省エネルギー措置の効果の維持も図られる。(便益)

以上より、本案では費用がほとんど生じないのに対し、代替案では報告すべき者の利便が損なわれる場合があるという点で本案の方が費用が少ないこと、本案では報告すべき者の利便と建築物の省エネルギー措置の効果の維持が確実に図られる点で本案の方が便益が大きいことから、本案の方が代替案より優れているといえる。(本案と代替案との比較)

#### 報告及び立入検査制度の拡充

本施策により第一種特定建築物又は第二種特定建築物の新築又は増改築をしようとする者、住宅事業建築主等は報告する費用負担や立入検査を受け入れる費用負担が増す。報告すべき内容は当該建築物における省エネルギー措置に関する事項であって、報告を求められた者が当然に把握しているべき事柄であって、費用の増加は僅少である。また立入検査の受入費用についても、あくまで法の規定の施行に必要な限度に限られているため、費用は多くはないと考えられる。(遵守費用)

行政においては、報告を求め、当該報告を受領する費用、立入検査の実施のための費用が生じる。(行政費用)

本施策により、～の施策の実効性を確保するために必要な情報等について確実に把握することができ、その実効性を確保することができる。(便益)

以上より、一定の費用の発生が想定されるものの、～の施策の実効性の確保のために必要不可欠なものであることから、当該便益は費用に比して明らかに

	<p>大きい。(費用と便益の関係)</p> <p>代替案として、報告徴収・検査について法令に基づかない任意の措置として実施する場合について分析する。</p> <p>この場合、任意に報告徴収・検査に応じる場合は本案と同等の費用が生じるものの、費用の増加は僅少である。(遵守費用)</p> <p>行政においては、報告を求め、当該報告を受領する費用、立入検査の実施のための費用が生じる。(行政費用)</p> <p>代替案においても、任意に報告徴収又は立入検査に応じた者から必要な情報等を得られるが、任意の措置であり、応じない者も存在すると想定されるため、～の措置の実効性を確保できない恐れがある。(便益)</p> <p>以上より、～の措置の実効性を確保するために必要な情報の入手について制度的に担保することが出来る点において、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。(本案と代替案との比較)</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>第一種特定建築物については、命令の導入により所管行政庁が強制的な措置を背景に、建築主に対して指示に従い省エネルギー措置を変更することを求められるようになり、判断の基準への適合率をより一層向上させることができる。第二種特定建築物については、新築又は一定規模以上の増改築の際に届出義務等が課されることとなるため、判断の基準への適合率が大幅に向上する。</p> <p>特定住宅については、一定戸数以上の特定住宅を供給する住宅事業建築主に対して勧告、公表、命令等の措置を講じることにより、事業者間の競争が促進され、技術向上等が図られ、特定住宅全体の省エネルギー性能を効果的に向上させることができる。第一種特定建築物又は第二種特定建築物の維持保全の報告について、登録建築物調査機関による調査を受けることができるようになり、報告すべき者の利便に資し、また、建築物の省エネルギー措置の効果の維持も図られる。～の施策の実効性を確保するために必要な情報等について確実に把握することができ、その実効性を確保することができる。</p> <p>これらの施策により、建築物の省エネルギー性能を向上させ、業務・家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化に資することができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会住宅・建築物省エネルギー部会による「住宅・建築分野における今後の省エネルギー対策の方向性について」(平成19年12月)において、床面積2,000㎡以上の大規模の建築物について、「省エネルギー措置が不十分な建築主に対する効果等を勘案して担保措置を強化する必要がある」とされ、床面積2,000㎡未満の中小規模の建築物については、「省エネルギー措置の届出義務の対象を拡大する必要がある」とされ、販売等を目的に建築主として継続的に相当量の住宅を建築する事業者については、「省エネルギー性能を確保した住宅の販売等に取り組むことを求めるべきである。」とされている。</p> <p>省エネ法の一部を改正する法律案附則第6条において、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定している。</p> <p>平成26年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施</p>